



福岡県医発第 451 号 (地)
令和 6 年 5 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

発生届及び結核の入院・退院届の届出期限の遵守について

今般、標記の件について、別添のとおり福岡県保健医療介護部より周知依頼がありました。

本件は、令和 5 年 12 月に厚生労働省より福岡県に対して実施された公衆衛生関係行政事務指導監査の結果、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に関し、別添の指摘事項については是正改善を図るよう通知されたことから、改めて法第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく医師及び病院管理者が行う届出について期限を遵守いただくよう依頼するものです。

届出が期限を過ぎて提出された場合、遅延理由書を徴収し、15 日を超える長期遅延については、更に改善報告書を徴収することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、法に基づく届出期限を遵守いただくよう、貴会会員への周知方よろしく願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会长

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)



発生届及び結核の入院・退院届の届出期限の遵守について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 12 月に実施された公衆衛生関係行政事務指導監査の結果、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に関し、下記の事項については是正改善を図るよう厚生労働省健康・生活衛生局長から通知がありました。

つきましては、法第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく医師及び病院管理者が行う届出については、届出期限の遵守について徹底していただきますよう、再度、貴会会員に対し、周知していただきますようお願いいたします。

また、以前と同様に、届出が期限を超えて提出された場合、遅延理由書を徴収し、15 日を超える長期遅延については、更に改善報告書を徴収することとしておりますので、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

指導事項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下第 2 において「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく医師及び病院管理者が行う届出については、前回も含め、これまでの指導監査において、届出期限の遵守について徹底した指導を行うよう指摘したところであるが、依然として法定期限を超えて届出されている事例が見受けられた。

これらの届出は、結核患者を保健所において把握し、法第 17 条の規定による健康診断、法第 18 条の規定による就業制限、法第 19 条の規定による入院、法第 37 条第 1 項及び第 37 条の 2 第 1 項の規定による医療費の公費による負担、法第 53 条の 12 第 1 項の規定による結核登録票への登録等を行うための前提となるものであるので、法に基づく届出期限の遵守について、医師及び病院管理者に対し、更に徹底した指導を行われない。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 古屋

TEL : 092-643-3597